

昇降機設備保守点検等業務委託（琵琶湖疏水記念館）仕様書

（本仕様書の適用）

第1条 京都市上下水道局琵琶湖疏水記念館（以下「記念館」という。）の昇降機設備保守点検（以下「保守点検」という。）については、京都市上下水道局（以下「局」という。）契約規程に定めるもののほか、本仕様書に従い行うものとする。

（委託箇所）

第2条 本仕様書により保守点検を委託する箇所は、京都市左京区南禅寺草川町17に存する記念館とする。

（委託期間）

第3条 本仕様書により保守点検を委託する期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（設備概要）

第4条 本仕様書により保守点検を委託する設備の概要は、次表に掲げるものとする。

型 式	HPF-11-C045
用 途	乗用
容 量	750kg(定員 11 名)
速 度	45m/分
停止箇所	3 箇所(B1~2F)
そ の 他	停電時自動着床装置 地震時管制運転装置
製 造 者	株式会社日立製作所

（委託業務）

第5条 受託者は、建築基準法、労働安全基準法、昇降機の維持及び最大運行の管理に関する指針、その他関係法令に基づいて保守点検を行わなければならない。

- 2 本委託はPOG（Parts・Oil・Grease）契約とする。
- 3 受託者は、昇降設備に遠方監視装置を設置し、故障など緊急事態が生じたときは速やかに適切な処置を行わなければならない。
- 4 建築基準法第12条第4項に規定する点検（以下、「定期点検」という。）及び報告書作成に関すること。

- (1) 契約期間内に1回、定期点検を行い、報告すること。報告は「国土交通省告示第283号別表」に基づき、建築基準法施行規則別記第三十六号の三様式による報告書、別記第三十六号の三の二の様式による定期検査報告概要書及び国土交通大臣が定める検査結果表を利用すること。
 - (2) 消耗部品及び材料（別紙1）以外で、点検箇所が「国土交通省告示第283号別表」の（に）判定基準に該当する場合（異常及び劣化が著しい箇所）については、修理方法及び修理費用の見積りを添付し提出すること。
- 5 月次点検・保守作業及び報告書作成に関すること。
- (1) 建築保全業務共通仕様書令和5年版（建築保全センター・経済調査会）に基づき点検・保守を行い、月次点検報告書により点検結果及び異常箇所を報告すること。
 - (2) 契約期間内の点検予定表をあらかじめ作成し、提出すること。ただし、点検予定表には、共通仕様書に基づく点検項目及び点検内容を示すこと。
 - (3) 消耗部品及び材料（別紙1）以外で、点検箇所が「国土交通省告示第283号別表」の（に）判定基準に該当する場合（異常及び劣化が著しい箇所）については、修理方法及び修理費用の見積りを添付し提出すること。
- 6 受託者は、業務の状況が明確に判断できるようカラー写真を添付し、点検した年月日、説明等を書き添えて、前項の報告書に添付して提出しなければならない。

なお、デジタルカメラで撮影した写真を使用する場合には、上質紙を使用し、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのないような画質であること、また、通常の使用条件のもとで3年程度劣化が生じないものであることとする。

（危険防止措置）

第6条 受託者は、労働安全衛生法及び関連法令を遵守し、必要な安全措置を講じて事故の発生を防止しなければならない。

（原状回復及び損害の負担）

第7条 受託者の取扱不備、操作不良などにより記念館の機器などを損傷させたときは、受託者の責任において原状に回復させなければならない。

- 2 受託者の責に帰する事由により発生した事故及び損害については、受託者の責任において処理しなければならない。この場合において、事故発生の原因及び被害の内容などについては、局担当者を通じて京都市公営企業管理者上下水道局長に速やかに報告しなければならない。
- 3 前項に規定する損害が天災その他の不可抗力によって生じた損害であって、これを全て受託者に負担させることが著しく公正を害すると認めるときは、局は、その一部又は全部を負担することがある。この場合において、負担額につ

いては、局及び受託者が協議してこれを定める。

(作業の報告)

第8条 受託者は、第5条第4項に規定する報告書とは別に、次の各号のときに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 委託業務着手時

ア 着手届 1部

イ 責任者通知書 1部

ウ 緊急連絡通知書 1部

(2) 委託業務完了時

ア 委託完了通知書 1部

イ 請求書 1部

ウ 報告書 1部

2 受託者は、検収その他の必要に応じて、前項に規定する書類以外の書類を提出しなければならないことがある。

(再委託等の制限)

第9条 受託者は本委託業務を第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に局の承諾を得た場合は、この限りではない。この場合、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 受託者が再委託により契約を履行する時は、局に再委託申請書を提出しなければならない。また、局は再委託承諾書により受託者の再委託を承諾するものとする。

(2) 受託者が再委託する場合、全ての再委託の相手先から暴力団または暴力団員に該当しておらず、または関係していない旨の誓約書を作成させ、速やかに局に提出しなければならない。

(委託料の支払方法)

第10条 委託料は、委託業務の完了時ごとに、受託者の請求に基づき、その12分の1ずつ支払うものとする。

(疑義)

第11条 本仕様書に疑義が生じたときは、双方協議のうえ決定するものとする。

消耗部品及び材料（POG部品）

- ヒューズ
- 抵抗管（リボン型抵抗管は除く。）
- Vベルト
- 油芯（繊維）
- ドアシュー（戸の脚）
- 照明用ランプ、スターター
- インジケータ用ランプ
- 操作盤・乗場用ボタン用ランプ
- 停電灯用ランプ
- 点検用オイル・グリス類
- ウェス・サンドペーパー
- ビス・ナット・ワッシャー

（注1）ランプ類には、ネオン管、インテリア照明、その他特殊な発光体は除く。

（注2）巻上機ギアオイル、油圧式昇降機の作動油及び緩衝器作動油